

様式第1号（第2条関係）

（表面）

美容所開設届

年 月 日

（提出先）

川越市保健所長

開設者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

下記のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 美容所の名称及び所在地並びに電話番号
- 2 届出事由の別 新規・営業譲渡
※ 営業譲渡（美容師法第11条第1項に規定する届出をした美容所の開設者から当該営業を譲り受けること。）の場合、3から6まで、8及び9に掲げる事項のうち、変更がない事項の記載を省略することができます。
変更の有無 有（ ）・無
- 3 管理美容師を置く場合は、その者の氏名及び住所
- 4 美容所の構造及び設備の概要 別紙のとおり
- 5 美容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名
- 6 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨
- 7 開設予定年月日
- 8 同一の場所で理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称
- 9 同一の場所で理容所の開設の届出がされている場合（当該届出に係る理容所が既に開設されている場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日

(裏面)

1 0 添付書類

- (1) 施設の案内図
 - (2) 施設の平面図
 - (3) 設備の配置図
 - (4) 美容師である従業者の美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書
 - (5) 管理美容師を置く場合は、管理美容師資格認定講習会の修了証書の写し
 - (6) 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
 - (7) 営業譲渡の場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- ※ 営業譲渡の場合、(1)～(5)の書類について変更がない場合に限り、当該書類の添付を省略することができます。

1 1 届出時に確認する書類

- (1) 登記事項証明書（届出者が法人の場合のみ）
- (2) 従事する美容師の美容師免許証又は免許証明書（営業譲渡の場合、変更がない者に限り、確認を省略することができます。）